

## 見方を変えることで、 見える世界が変わる



# 「知る」ことから

「男女共同参画」について、どのように考え、何を学ばばよいのでしょうか。夫は外で働き、妻は家庭を守るべきであるといった、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に考えることを「**固定的性別役割分担意識**」といいます。このような、社会的に作られた男女の考え方が今なお多く残っています。そこで、正しい知識を身につけ、「家庭内で家事は男性も女性も同じように行っているか」「結婚の際、夫の姓を名乗ることが当たり前になっていないか」など、視点を変えて物事を見ていくことが大切です。まずは、男女共同参画に関係する言葉を知ることから始めてみましょう。これまで知らなかった言葉を知ること、聞き流していたことにも関心を持ち、見える世界が広がっていくはずですよ。

### ジェンダーバイアス

社会的・文化的性差別、あるいは偏見のこと。男女の役割について固定的な観念を持つこと、社会の女性に対する評価や扱いが差別的であること。

### エンパワーメント

「力をつけること」の意で、一人ひとりが社会の一員としての自覚と能力を高め、政治的、経済的、社会的、文化的に力を持った存在となることをいいます。

## 男女共同参画社会基本法制定20周年にあたって ～ジェンダー平等は進んだのか？～

特別寄稿

滋賀県理事員 勝身真理子

### ■世界が目指すジェンダー平等と女性のエンパワーメント

去る10月27日に「女性のチャレンジシンポジウム」(@滋賀県立男女共同参画センター)が開催されました。ジェンダー平等(男女共同参画)とは、男性と女性が等しく権利、機会、責任を持ち、意思決定にも対等に参画すること。エンパワーメントされるとは、健康で長生きができ、知識や技能を持ち、経済的に自立でき、政治や社会に参画できること。特に、女性のエンパワーメントは、普遍的価値であり、経済合理性に叶うもの、そしてサステナビリティに不可欠であること。そのため「持続可能な開発目標」(SDGs)やG20大阪サミット大阪首脳宣言などで国際合意がなされていることなどを確認し、互いに理解を深めました。



### ■男女共同参画社会基本法が制定されるまで

今年は、男女共同参画社会基本法が制定されてから20年を迎えており、県内でも記念のイベントが開催されています。それでは、まずは基本法が制定された経緯について概観します。わが国の男女共同参画行政は1975(昭50)年「国際婦人年世界会議」(メキシコシティ)に端を発しているといえます。この年に国は「婦人問題企画推進本部」(本部長・内閣総理大臣)を設置。「国内行動計画」を策定し女性の地位向上のための総合的な取組を進めます。1985(昭60)年には、男女雇用機会均等法など国内法を整備し「女子差別撤廃条約」を批准。1995(平7)年の「第4回世界女性会議」(北京)には、女性NGOフォーラムに日本各地から5,000人の女性たちが参加しました。これら国際的な動きやエネルギーの高まりの中で1999(平11)年6月23日に「男女共同参画社会基本法」が公布・施行されました。そして2001(平13)年には、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(通称DV防止法)が超党派の女性議員による議員立法で成立しています。

### ■滋賀県での取組～男女共同参画推進条例の制定～

この間、滋賀県でも1978(昭53)年、商工労働部労政課婦人対策係を設置し体制づくりを進めました。1983(昭58)年の「滋賀の婦人対策の方向－婦人の地位向上を目指して」をはじめ県計画を策定し総合的な取組を進めてきました。そして、2001(平13)年12月に、基本法とともに男女共同参画をさらに推進するための法的基盤として「滋賀県男女共同参画推進条例」を制定しました。条例制定にあっては、404名・団体から935件のご意見・情報提供のほか、条例案文をご提案いただくなど高い関心を寄せていただきました。県議会では、基本理念第3条5「性の相互理解に基づく意思の尊重と健康な生活」に関して議論が集中しました。議論の背景には「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」という概念があります。これは、1994(平6)年にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱され、特に、女性の健康の自己決定権を保障する考え方です。議論は、この概念を入れるか入れないかを巡るものでしたが、文言を「自ら」を「双方」になど一部修正して賛成多数で可決されました。現在「パートナーしがプラン2020」では、あらゆる場面で男女共同参画を実感できる滋賀の実現に向けて総合的・計画的に取り組んでいます。



# 変わる世界



## SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

世界を変えるための17の目標



### 5.ジェンダー平等を実現しよう

ジェンダー平等を達成し、全ての女性と女性のエンパワーメントを図る

## ワークライフ・バランス

生活と仕事の調和のこと。誰もが仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など様々な活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態のことです。

## SDGs

SDGsとは、2015年9月に国連で採択された「持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals)」の略語です。2030年までに先進国も新興国も途上国も、国も企業もNPOも個人も、あらゆる垣根を越えて協力し、より良い未来を作るために決められた17の目標です。

## 男女共同参画社会

### 男女共同参画社会を実現するための5本の柱

- ・男女の人権の尊重
- ・政策等の立案及び決定への共同参画
- ・家庭生活における活動と他の活動の両立
- ・国際的協調
- ・社会における制度又は慣行についての配慮



### ■ジェンダー平等は進んだのか？

国では2015(平27)年には「女性活躍推進法」が、2018(平30)年には「政治分野における男女共同参画推進法」が成立するなど法整備が進められていますが、さて、ジェンダー平等は進んだのでしょうか。世界経済フォーラムが公表している男女格差を表す「ジェンダーギャップ指数」をみますと、日本は、2018(平30)年は110位(149か国)。分野別では、健康41位、教育65位、経済117位、政治125位と、特に、経済や政治の分野での男女の格差が大きくなっています。公表が始まった2006(平18)年は80位でしたが、最近では100位以下と低迷を続けています。なぜこのように低迷しているのでしょうか。例えば、経済分野では、女性管理職比率が129位と低くなっています。これには、高度成長期を通じて形成されてきた固定的な性別役割分担意識が根底にあることや、アンコンシャスバイアス(無意識の偏見)の指摘もあります。長時間勤務などが当然とされる男性中心の働き方等を前提とする労働慣行が依然として根付いており女性活躍を阻害しているというものです。特に、女性が担っている無償ケア労働(家事・育児・介護・看護)は大きな阻害要因になりうるものです。

こうした中、滋賀県では、女性活躍の推進に取り組む企業・団体を応援する「女性活躍推進企業認証制度」や「イクボス宣言企業登録」に取り組んでおり、2019年10月18日現在で、認証企業232社、イクボス宣言企業192社となっています。また、就業構造基本調査(H29)では、30歳代で女性の有業率が落ち込むM字の谷の深さが5.7ポイントで全国第22位と前回調査(H24)の9.4ポイントから大きく改善しています。

### ■女性のエンパワーメント～起業と参画～

1970年代後半、琵琶湖の淡水赤潮の発生を機に女性たちを中心に合成洗剤の使用をやめ粉せっけんを使おうという「せっけん運動」が、やがて「滋賀県琵琶湖の富栄養化防止条例」の制定へとつながりました。そして今も、地域の女性たちは、日々の生活や地域社会の中での様々な思いをカタチにするため社会のあらゆる分野で動き出しています。例えば、市政への参画を目指し公募委員を送り出しています。また、子育てや介護等生活のニーズに根差した起業や農業分野での起業、また、起業のブラッシュアップを応援するような取組もあります。本県の女性起業家数を就業構造基本調査(H29)でみると8,800人(H24:7,900人)。女性比率は19.0%/全国第23位(H24:16.8%/全国第35位)と大きく増えています。



### ■ジェンダー平等社会を目指して～ジェンダー主流化を～

今こそ、日々の暮らしはもとより、次世代のためにもジェンダー平等が実感できるよう動きを加速させていくことが大切です。そのため、「ジェンダー主流化」、すなわち、すべての政策・施策にジェンダーの視点を取り込むことが鍵になります。また、県立男女共同参画センターにおいては、各主体と連携しながら寄り添い支援し総合的な拠点施設としての機能をいかに発揮することがより一層大切です。誰一人取り残さないジェンダー平等社会の形成をともに目指していきましょう。



これは何のロゴマークでしょう？  
答えは6ページに→